

# 令和7年度環境物品等調達方針

北海道グリーン購入基本方針（平成13年8月6日施行）に基づき、令和7年度における環境物品等の調達は、本調達方針により行う。

## 1 特定調達品目、判断の基準及び配慮事項等

本年度における道が重点的に調達を推進する環境物品等の種類（以下、特定調達品目という）は、次表の左欄に掲げる1から22の分野に係る288品目及び「北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド」並びに「道産木材製品」とする。

「特定調達品目、判断の基準及び配慮事項等」については、別記のとおりとし、その調達目標は次表のとおりとする。

分野（特定調達品目数）	調達目標	備考	頁
1 紙類 (7)	100%		9
2 文具類 (85)	100%		17
3 オフィス家具等 (12)	100%		29
4 画像機器等 (10)	100%（注1）		33
5 電子計算機等 (4)	100%		62
6 オフィス機器等 (5)	100%		79
7 携帯電話等 (3)	100%		87
8 家電製品 (6)	100%（注1）		91
9 エアコンディショナー等 (4)	100%（注1）		100
10 温水器等 (4)	100%		107
11 照明 (3)	100%（注1）		117
12 自動車等 (8)	100%（注1）	警察活動上支障があると認められる車両を除く。	123
13 消火器 (1)	100%		131
14 制服・作業服等 (4)	100%		133
15 インテリア・寝装寝具 (11)	100%（注1）		136
16 作業手袋 (1)	100%		147
17 その他繊維製品 (7)	100%		148
18 設備 (11)	－（注1）		155
19 災害備蓄用品 (11)	100%		166
20 公共工事 (70)	一部品目（※）を除き、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意し、可能な限り調達に努める。	※一部品目（下塗用塗料（重防食）、セラミックタイル、再生木質ボード、建設機械）については、100%の数量割合（注2）を設定	175

21 役務 (20)	(1) 省エネルギー診断	100%		207	
	(2) 印刷	100%		208	
	(3) 食堂	地元市町村等で生ゴミの再生利用のための収集を行っている場合は、当該収集先への排出に努める。		市町村等における生ゴミの再生利用の実態を考慮する必要があるため、努力目標とする。	216
	(4) 自動車専用タイヤ更生	100%		218	
	(5) 自動車整備	自動車リサイクル部品の使用に努める。		自動車リサイクル部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合もあるため、努力目標とする。	219
	(6) 庁舎管理	100%		221	
	(7) 植栽管理	100%		231	
	(8) 加煙試験	100%		232	
	(9) 清掃	100%		232	
	(10) タイル・ペット洗浄	100%		234	
	(11) 機密文書処理	100%		235	
	(12) 害虫防除	100%		236	
	(13) 輸配送	100%		237	
	(14) 旅客輸送（自動車）	100%		241	
	(15) 庁舎等において営業を行う小売業務	100%		244	
	(16) クリーニング	100%		246	
	(17) 飲料自動販売機設置	100%		248	
	(18) 引越輸送	100%		252	
	(19) 会議運営	100%		256	
	(20) 印刷機能等提供業務	100%		257	
22 ゴミ袋等 (1)	100%		259		
23 北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド	可能な限り調達に努める。		上記1～22の品目に該当する北海道認定リサイクル製品については、該当する品目の調達目標とする。	261	
24 道産木材製品	可能な限り調達に努める。		上記1～22の品目に該当する道産木材製品については、該当する品目の調達目標とする。	262	

(注1) 判断の基準に「基準値1」と「基準値2」が記載されている場合には、調達に際しての支障や供給上の制約等が無い限り「基準値1」による調達を推進するが、調達目標については「基準値2」を適用する。

(注2) 数量割合とは、特定調達品目と類似品目（特定調達品目の代替品）との数量割合であり、(特定調達品目の調達量) / (特定調達品目の調達量 + 類似品目の調達量) を表す。

## 別 記

### 定 義

この別記において、「判断の基準」、「基準値 1」、「基準値 2」、「配慮事項」は以下のとおりとする。

「判断の基準」	：「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第 6 条第 2 項第 2 号に規定する特定調達物品等であるための基準
「基準値 1」	：判断の基準において 2 段階の判断の基準を設定している場合に、当該品目におけるより高い環境性能の基準であり、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準として示すもの
「基準値 2」	：判断の基準において 2 段階の判断の基準を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの
「配慮事項」	：特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

### 特定調達品目の分野及び品目一覧（22分野288品目※）

※「北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド」並びに「道産木材製品」を除く。

分 野 (特定調達品目数)	品目名
1 紙類 (7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙 ・フォーム用紙</li> <li>・インクジェットカラープリンター用塗工紙</li> <li>・塗工されていない印刷用紙 ・塗工されている印刷用紙</li> <li>・トイレトペーパー ・ティッシュペーパー</li> </ul>
2 文具類 (85)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シャープペンシル ・シャープペンシル替芯 ・ボールペン</li> <li>・マーキングペン ・鉛筆 ・スタンプ台 ・朱肉 ・印章セット</li> <li>・印箱 ・公印 ・ゴム印 ・回転ゴム印 ・定規 ・トレー</li> <li>・消しゴム ・ステープラー（汎用型） ・ステープラー（汎用型以外）</li> <li>・ステープラー針リムーバー ・連射式クリップ（本体）</li> <li>・事務用修正具（テープ） ・事務用修正具（液状）</li> <li>・クラフトテープ ・布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）</li> <li>・両面粘着紙テープ ・製本テープ ・ブックスタンド</li> <li>・ペンスタンド ・クリップケース ・はさみ</li> <li>・マグネット（玉） ・マグネット（バー） ・テープカッター</li> <li>・パンチ（手動） ・モルトケース（紙めくり用スポンジケース）</li> <li>・紙めくりクリーム ・鉛筆削（手動）</li> <li>・OAクリーナー（ウェットタイプ） ・OAクリーナー（液タイプ）</li> <li>・ダストブロワー ・レターケース ・メディアケース</li> <li>・マウスパッド ・OAフィルター（枠あり） ・丸刃式紙裁断機</li> <li>・カッターナイフ ・カッティングマット ・デスクマット</li> <li>・OHPフィルム ・絵筆 ・絵の具 ・墨汁</li> <li>・のり（液状）（補充用を含む。） ・のり（澱粉のり）（補充用を含む。）</li> <li>・のり（固形）（補充用を含む。） ・のり（テープ） ・ファイル</li> <li>・バインダー ・ファイリング用品 ・アルバム（台紙を含む。）</li> <li>・つづりひも ・カードケース ・事務用封筒（紙製）</li> <li>・窓付き封筒（紙製） ・けい紙 ・起案用紙 ・ノート</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンチラベル ・タックラベル ・インデックス ・付箋紙</li> <li>・付箋フィルム ・黒板拭き ・ホワイトボード用イレーザー</li> <li>・額縁 ・テープ印字機等用カセット ・テープ印字機等用テープ</li> <li>・ごみ箱 ・リサイクルボックス ・缶・ボトルつぶし機（手動）</li> <li>・名札（机上用） ・名札（衣服取付型・首下げ型）</li> <li>・鍵かけ（フックを含む。） ・チョーク ・グラウンド用白線</li> <li>・梱包用バンド</li> </ul>
3 オフィス家具等（12）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いす ・机 ・棚 ・収納用什器（棚以外） ・ローパーティション</li> <li>・コートハンガー ・傘立て ・掲示板 ・黒板 ・ホワイトボード</li> <li>・個室ブース ・ディスプレイスタンド</li> </ul>
4 画像機器等（10）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー機 ・複合機 ・拡張性のあるデジタルコピー機</li> <li>・プリンタ ・プリンタ複合機 ・ファクシミリ</li> <li>・スキャナ ・プロジェクタ ・トナーカートリッジ</li> <li>・インクカートリッジ</li> </ul>
5 電子計算機等（4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子計算機 ・磁気ディスク装置 ・ディスプレイ</li> <li>・記録用メディア</li> </ul>
6 オフィス機器等（5）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シュレッダー ・デジタル印刷機 ・掛時計</li> <li>・電子式卓上計算機 ・一次電池又は小形充電式電池</li> </ul>
7 移動電話（3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話 ・PHS ・スマートフォン</li> </ul>
8 家電製品（6）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気冷蔵庫 ・電気冷凍庫 ・電気冷凍冷蔵庫</li> <li>・テレビジョン受信機 ・電気便座 ・電子レンジ</li> </ul>
9 エアコンディショナー等（4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用エアコンディショナー ・業務用エアコンディショナー</li> <li>・ガスヒートポンプ式冷暖房機 ・ストーブ</li> </ul>
10 温水器等（4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒートポンプ式電気給湯器 ・ガス温水機器</li> <li>・石油温水機器 ・ガス調理機器</li> </ul>
11 照明（3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LED照明器具 ・LEDを光源とした内照式表示灯</li> <li>・電球形LEDランプ</li> </ul>
12 自動車等（8）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用車 ・小型バス ・小型貨物車 ・バス等 ・トラック等</li> <li>・トラクタ ・乗用車用タイヤ ・2サイクルエンジン油</li> </ul>
13 消火器（1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器</li> </ul>
14 制服・作業服等（4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制服 ・作業服 ・帽子 ・靴</li> </ul>
15 インテリア・寝装寝具（11）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カーテン ・布製ブラインド ・金属製ブラインド</li> <li>・タイルカーペット ・ニードルパンチカーペット</li> <li>・タフテッドカーペット ・織じゅうたん</li> <li>・毛布 ・ふとん ・ベッドフレーム ・マットレス</li> </ul>
16 作業手袋（1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業手袋</li> </ul>
17 その他繊維製品（7）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集会用テント ・ブルーシート ・防球ネット ・旗 ・のぼり</li> <li>・幕 ・モップ</li> </ul>
18 設備（11）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電システム（公共・産業用）</li> <li>・太陽熱利用システム（公共・産業用）</li> <li>・燃料電池 ・エネルギー管理システム ・生ゴミ処理機</li> <li>・節水器具 ・給水栓 ・日射調整フィルム ・低放射フィルム</li> <li>・テレワーク用ライセンス ・Web会議システム</li> </ul>
19 災害備蓄用品（11）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害備蓄用飲料水 ・アルファ化米</li> <li>・保存パン ・乾パン ・レトルト食品等</li> <li>・栄養調整食品 ・フリーズドライ食品 ・備蓄用作業服</li> <li>・非常用携帯燃料 ・携帯発電機 ・非常用携帯電源</li> </ul> <p style="text-align: center;">※毛布、作業手袋、テント、ブルーシート、一次電池は他の分野と同品目</p>

## 12. 自動車等

### 12-1 自動車

乗用車	<p><b>【判断の基準】</b></p>
小型バス	<p>①乗用車にあつては、次の要件を満たすこと。</p>
小型貨物車	<p>ア. 電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準（ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。）に適合するとともに、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、備考12に示された算定式により算定された燃費基準値を下回らないこと。</p>
バス等	<p>イ. エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。</p>
トラック等	<p>②小型バスにあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。ただし、ガソリンを燃料とする場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準に適合すること。</p>
トラクタ	<p>ア. 電動車等であること。</p>
	<p>イ. 次世代自動車であること又は表3に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p>
	<p>③小型貨物車にあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準に適合すること。</p>
	<p>ア. 電動車等であること。</p>
	<p>イ. 次世代自動車であること又は利用する燃料に対応した表4-1及び表4-2に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p>
	<p>④バス等にあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。</p>
	<p>ア. 電動車等であること。</p>
	<p>イ. 次世代自動車であること又は表5に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p>
	<p>⑤トラック等にあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。</p>
	<p>ア. 電動車等であること。</p>
	<p>イ. 次世代自動車であること又は表6に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p>
	<p>⑥トラクタにあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。</p>
	<p>ア. 電動車等であること。</p>
	<p>イ. 次世代自動車であること又は表7に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p>
	<p><b>【配慮事項】</b></p>
	<p>①エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。</p>
	<p>②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p>
	<p>③再生材が可能な限り使用されていること。</p>
	<p>④バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維であつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p>
	<p>⑤エコドライブ支援機能を搭載していること。</p>

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 2 条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。
- 2 「車両総重量」とは、道路運送車両法第 40 条第 3 号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。
- 3 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 6 号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。
- 4 「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。
- 5 「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。
- 6 「乗用車」とは、乗車定員 9 人若しくは 10 人以下かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。
- 7 「小型バス」とは、乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用自動車をいう。
- 8 「小型貨物車」とは、車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車をいう。
- 9 「バス等」とは、乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車をいう。
- 10 「トラック等」とは、車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）をいう。
- 11 「トラクタ」とは、車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）をいう。
- 12 乗用車に係る燃費基準値（WLTC モード燃費値）の算定方法は、次式による。なお、次式において係数  $\alpha$  及び  $\beta$  を乗ずる前に小数点以下第 1 位未満を四捨五入すること。
- $$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta \quad (M < 2,759\text{kg})$$
- $$FE = 9.5 \times \alpha \times \beta \quad (M \geq 2,759\text{kg})$$
- FE：燃費基準値（km/L）（小数点以下第 1 位未満を四捨五入）
- M：車両重量（kg）
- $\alpha$ ：燃費基準達成率であって 0.8
- $\beta$ ：燃料がガソリンの場合は 1.0、軽油の場合は 1.1、LP ガスの場合は 0.74
- 13 判断の基準①イ及び配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 2 項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。
- 14 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 15 「希少金属類」とは、昭和 59 年 8 月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を 1 鉱種として考慮）の金属をいう。
- 16 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 17 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 18 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。
- 19 ガソリンを燃料とする自動車にあつては、バイオエタノール混合ガソリン（E3、E10 及び ETBE）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。

表5 路線バス、一般バス（車両総重量3.5t超）に係るJH25モード燃費基準

区 分	燃費基準値	
	路線バス	一般バス
車両総重量が3.5t超 6t以下	6.79km/L以上	9.06km/L以上
車両総重量が 6t超 8t以下		7.34km/L以上
車両総重量が 8t超10t以下	5.99km/L以上	6.05km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下	5.51km/L以上	5.76km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下	5.01km/L以上	5.03km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下	4.29km/L以上	5.02km/L以上
車両総重量が 16t超		4.88km/L以上

備考) 1 「路線バス」とは、乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車であって、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車をいう。

2 「一般バス」とは、乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車であって、路線バス以外の自動車をいう。

表6 トラック等（車両総重量3.5t超）に係るJH25モード燃費基準

区 分	最大積載量	燃費基準値
車両総重量が3.5t超7.5t以下	最大積載量が1.5t以下	12.78km/L以上
	最大積載量が1.5t超2t以下	11.33km/L以上
	最大積載量が2t超3t以下	10.06km/L以上
	最大積載量が3t超	9.41km/L以上
車両総重量が7.5t超8t以下		7.97km/L以上
車両総重量が 8t超10t以下		7.09km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下		7.07km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下		6.10km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下		5.60km/L以上
車両総重量が 16t超20t以下		4.64km/L以上
車両総重量が 20t超		4.20km/L以上

表7 トラクタ（車両総重量3.5t超のけん引自動車）に係るJH25モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両総重量が20t以下のトラクタ	2.95km/L以上
車両総重量が20t超のトラクタ	2.20km/L以上